

# 中道子山城跡発掘調査報告書Ⅱ

2017

加古川市教育委員会

## 中道子山城跡発掘調査報告書Ⅱ

2017

加古川市教育委員会





写真1 中道子山城跡 遠景(南西から)



写真2 造成盛土面検出(北東から)

卷頭図版 2



写真3 稲敷遺構 (北東から)



写真4 ピット状の落ち込み (南西から)

## 序 文

加古川市志方町は、市域の北側に位置し、旧石器時代から近世に至るたくさんの遺跡を包蔵している歴史の深い地域です。自然豊かな場所でもあり、地下の遺跡も後世の改変を受けることなく良好に残されています。

このたび完成した本報告書は、志方町広尾及び岡に所在する東播磨を代表する中世山城遺跡である中道子山城跡の発掘調査報告書です。

中道子山城跡は、城山山頂を中心に複数の曲輪群で成り立っており、今でも城の名残を随所に見ることができます。山頂の曲輪は本丸と伝承されてきた場所で、外縁が土塁によって囲われていたことがよくわかります。山頂の石碑には「赤松城址」と刻まれており、西播磨を拠点としていた播磨国守護の赤松氏が、東播磨地域を統治する際に重要な役割を担っていたと考えられています。

今回の発掘調査は、市の災害情報伝達手段として採用されたマルチメディア放送を活用するための施設を設置する事前調査として実施されたもので、狭小な範囲での調査でしたが、国史跡に匹敵する価値があるといわれる中道子山城跡の実態解明に向けて、また一つ手掛かりが増えたと考えております。

本書の刊行が、市民の方々にとって郷土の歴史・文化を理解する資料として、また文化財保護へのご理解を深めていただく一助となれば幸いです。

最後になりましたが、現地での発掘調査実施及び報告書作成にあたり、多大なご協力をいただきました株式会社V I P様、地元住民の方々をはじめ、関係諸機関ならびに関係各位に厚くお礼申しあげます。

平成29年12月

加古川市教育委員会  
教育長 田渕博之

## 例　　言

- ・本書は、兵庫県加古川市志方町広尾1939-62地内に計画されたV-Lowマルチメディア放送用送信所建設工事に先立ち実施した中道子山城跡第5次調査の発掘調査報告書である。
- ・発掘調査及び報告書の印刷に要した経費は、事業主である株式会社V.I.Pにご協力をいただいた。記して感謝いたします。
- ・発掘調査は、事前の確認調査も含めて、平成28(2016)年10月31日から同年12月9日まで行った。整理作業及び報告書作成は、平成29(2017)年1月4日に開始し、同年12月28日の報告書刊行をもって終了した。
- ・本調査は、加古川市教育委員会が主体となって実施し、事業主より委託を受けた安西工業株式会社の協力を得た。本書刊行時の調査組織は下記のとおりである。

教育長	田淵博之
教育指導部長	大西隆博
教育指導部調整担当部長	井部浩司
文化財調査研究センター所長	沼田好博
文化財調査研究センター副所長	宮本佳典
文化財調査研究センター庶務担当係長	安田啓一郎
文化財調査研究センター庶務担当職員	藤原典子
文化財調査研究センター学芸員	李　聖子(発掘調査担当)(平成28年度末退職)
文化財調査研究センター学芸員	平尾英希(遺物整理担当)
文化財調査研究センター学芸員	淺井達也(遺物整理担当)
文化財調査研究センター学芸員	山中リュウ(報告書作成担当)
文化財調査研究センター埋蔵文化財専門員	西岡巧次
・遺物の水洗・注記・接合及び遺構の図面整理・写真整理・遺構図トレース等は、整理作業員　井上　かおり、塙田美佳、佐藤　薰、林　弘幸、前川博子が行った。	
・遺物の実測・トレース・観察表作成は、浅井、平尾が行った。	
・本書に掲載の遺構写真は李が撮影し、遺物写真は山中が撮影した。	
・本書の執筆は、第Ⅰ章第3節、第Ⅱ章第4節(磁器・陶器・土師質土器)を浅井が、第Ⅱ章第4節(鉄製品)を平尾が、それ以外を山中が行った。編集は山中が担当した。	
・本調査において得られた諸資料・出土遺物は、加古川市教育委員会が保管・管理している。	
・発掘調査から報告書の作成に至るまで、下記の方々や諸機関からご指導、ご協力を賜った。記して感謝申し上げます(50音順、敬称略)。	

岩坂真吾　岡田章一　岡本一士　垣内拓郎　木内内則　北垣聰一郎　上月昭信　小山良輝

山上雅弘　山下史朗

岡町内会　住友電気工業株式会社　兵庫県教育委員会

## 凡　　例

- ・本文中ならびに挿図中における標高は、東京湾平均海面(T.P)を用いた。また、遺構全体図中の座標値は、世界測地系(第V系)に基づき、作図段階で設定したものである。
- ・上記の座標を基準とし、調査区全域に5m間隔のグリッドを設定した。
- ・本書に掲載の遺物実測図の縮尺は1/4を基本とし、金属製品は1/2とした。
- ・本書に掲載の遺物実測図は、出土した遺構にかかわらず通し番号を付している。
- ・遺物実測図中の線種は、外形線・中心線・区画線は実線、稜線は破線で示し、金属製品の破損部は、推定復元状態を実線・破線で示した。
- ・土層の色調は、農林水産省農林水産技術会議事務局・財團法人日本色彩研究所『新版標準土色帖』(2014年版)に準じた。
- ・遺物観察表の計測値で用いている「\*」は推定値、「>」は現存値を表す。

## 目 次

### 卷頭図版

序文

例言・凡例

目次

第Ⅰ章 はじめに	1
第1節 遺跡の位置	1
第2節 調査に至る経緯と経過	1
第3節 地理的・歴史的環境	8
第4節 既往の調査	10
第Ⅱ章 調査の成果	14
第1節 概要	14
第2節 基本層序	14
第3節 検出遺構	19
第4節 出土遺物	20
第Ⅲ章 まとめ	23

### 図版

報告書抄録

## 挿 図 目 次

第1図 中道子山城跡の位置(1)	2
第2図 中道子山城跡の位置(2)	3
第3図 中道子山城跡全体図	5
第4図 調査区配置図	7
第5図 既往の調査区配置図	11
第6図 遺構配置図	15
第7図 基本層序①(調査区東壁)	16
第8図 基本層序②(調査区北壁・中央・南壁)	17
第9図 造成盛土平面(第Ⅱ・Ⅲ層面)	18
第10図 ピット状の落ち込み	19
第11図 碑敷遺構出土遺物	21
第12図 造成盛土出土遺物	21
第13図 表土出土遺物	21
第14図 遺構保護の範囲	25

## 表 目 次

表1 遺物観察表(磁器・陶器・土師質土器) .....	22
表2 遺物観察表(金属製品) .....	22

## 図 版 目 次

写真1 中道子山城跡 遠景(南西から) .....	巻頭図版 1
写真2 造成盛土面検出(北東から) .....	巻頭図版 1
写真3 繰敷遺構(北東から) .....	巻頭図版 2
写真4 ピット状の落ち込み(南西から) .....	巻頭図版 2
写真5 最終全景(北東から) .....	図版 1
写真6 造成盛土面(第Ⅱ・Ⅲ層面)(南西から) .....	図版 1
写真7 繰敷遺構(部分)(西から) .....	図版 1
写真8 ピット状の落ち込み(南東から) .....	図版 2
写真9 盛土に混入された繰(部分)(西から) .....	図版 2
写真10 岩盤の窪みに充填された繰(南から) .....	図版 2
写真11 基本層序(調査区東壁)(南西から) .....	図版 3
写真12 基本層序(調査区北壁)(南東から) .....	図版 3
写真13 基本層序(調査区中央)(北東から) .....	図版 3
写真14 基本層序(調査区南壁)(北西から) .....	図版 3
写真15 遺構の保護(東から) .....	図版 3
写真16 作業風景(表土掘削) .....	図版 3
写真17 調査前の状況(南西から) .....	図版 3
写真18 伝米倉を囲う土塁(南西から) .....	図版 3
写真19 実測遺物1~4 .....	図版 4
写真20 実測遺物5~8 .....	図版 5
写真21 実測遺物9~14 .....	図版 6



# 第Ⅰ章 はじめに

## 第1節 遺跡の位置

中道子山城跡は、加古川市志方町<sup>しのまち</sup>広尾及び岡集落の西に所在する城山（標高271m）山頂に築かれた中世山城の遺跡である（第1～3図）。

加古川市志方町は、加古川右岸の市内北部地域を占め、昭和54（1979）年に印南郡志方町から加古川市へと編入された。その町域は、西に高御位山、北に大藤山から法華山に続く山塊、東に城山、南に神吉町の低い丘陵から飯盛山までを含み、東西約3km、南北約4kmの盆地状の谷平野を中心とした範囲で、山岳部を含め約4万haと市内で最も広い町域を占めており、里山や田園風景を残す自然豊かな地域である。

この志方町域の東を画する城山は、一級河川西川に並行して連なる山塊のなかで突出して高く、その山頂は市域外からも見通しがきくことから、一等三角点が設置されている。また、山頂からは明石海峡や淡路島を一望でき、尾根の突端はパラグライダーの降下場所としても利用されている。このような城山の立地は、中世という時代において山城を構えるには好適な山容であった。

城山山頂に築かれた中道子山城は、室町時代初期に赤松氏則あるいは孝橋繁広によって築造されたと伝えられ、その廃城は古文献によれば「天正中羽柴秀吉のために断絶す」（『古城軍記』）とあり、志方地域の中世史を明らかにする上で重要な遺跡と考えられてきた。

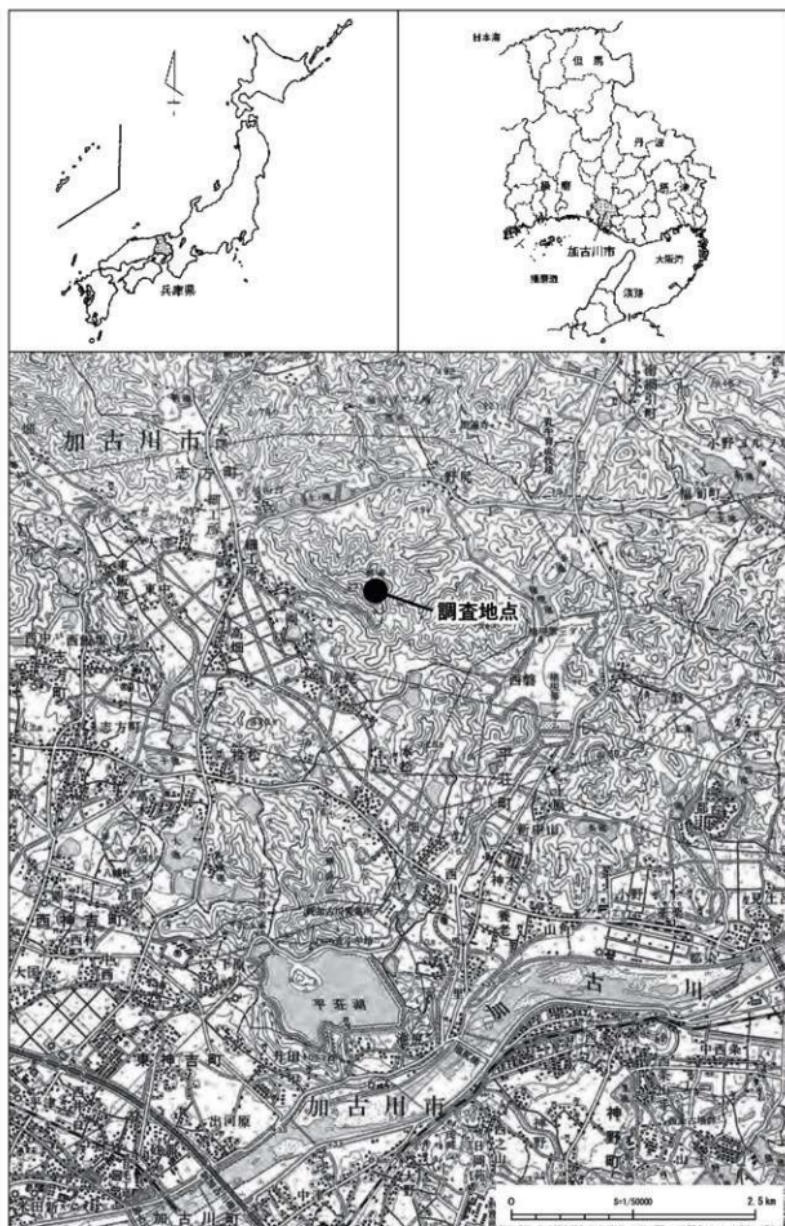
こうしたことを背景に、中道子山城跡の国史跡化を目指す動きがあり、その方策として加古川市教育委員会は昭和61（1986）年度に「加古川市中道子山城跡調査委員会」を発足させ、昭和62（1987）年から平成3（1991）年にかけて、遺跡の詳細な情報を得るための発掘調査を実施した。その結果、現在見ることのできる土壘の下部層から石垣が検出されるなど、現状における保存状態が良好なだけでなく、山城研究に新たな知見をもたらすような数々の成果を得ることができた。中道子山城跡は、残念ながら現在まで国史跡としての指定は受けていないが、東播磨を代表する中世山城として、また地域のシンボルとして大切に守られてきた。

## 第2節 調査に至る経緯と経過

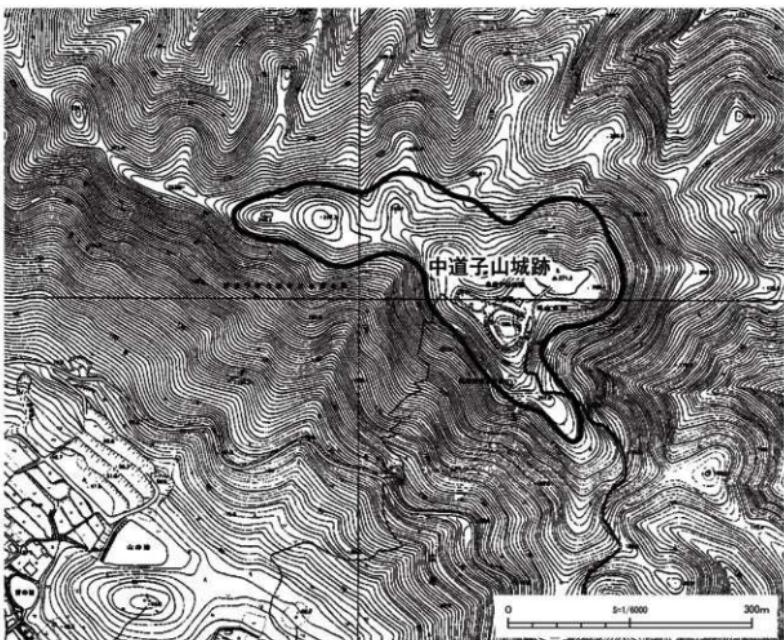
調査に至る経緯 V-Lowマルチメディア放送の基幹放送局提供業者である株式会社V-LP（以下「事業者」という。）は、当該放送の受信可能エリアを播磨地域に拡大するため、加古川市の市有地である加古川市志方町広尾1939-62内の一部において送信所の設置工事を計画した。

同時に、加古川市では未整備であった防災行政無線に代わる災害情報伝達手段として、V-Lowマルチメディア放送を活用した「V-ALERT」の利用を決定し、防災を所管する危機管理室の事業として、システム整備のための計画策定を進めていた。

事業者から、上記市有地への送信所の設置について打診を受けた加古川市は、同地に送信所が設置されることで市内全域に電波が届き、V-ALERTの効果が最大限に発揮されることが期待できることから、市有地の一部を提供するための手続きを開始した。



第1図 中道子山城跡の位置(1)  
(国土地理院発行の5万分1地形図「高砂」「北条」より作成)



第2図 中道子山城跡の位置(2)  
(「加古川市遺跡分布図」加古川市教育委員会2010年より作成)

工事着手に先立ち、加古川市教育委員会(以下「市教委」という。)は、危機管理室担当者から当該地における埋蔵文化財の存否確認の照会を受けた。市教委は、照会地が文化財保護法(以下「法」という。)第93条第1項の規定に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地「中道子山城跡」に該当することを伝え、工事着手の60日前までに法に基づく届出が必要である旨の回答を行うとともに、本遺跡については城跡が後世の改変を受けることなく非常に良好な状態で残されていることを理由に、設置場所を遺跡の外へ変更することを強く要望した。

その後、工事の着手を凍結しながら数度にわたる協議を行った結果、送信所の設置場所を本遺跡の外へ変更することはできないものの、アンテナの役割を果たすことのできる範囲内で遺構への影響が最も少ない位置を選定するという方針で結論に至り、法に基づく手続きを進めることとなった。

事業者より、平成28(2016)年8月19日付けで当遺跡の発掘届が市教委へ提出された。事業者との間では、届出の提出前から度重なる協議を続けており、城跡に残る遺構については被破壊部分を極力少なくて地中に保存する方針で合意を得ていた。

市教委は、工事による掘削がどの程度地中の埋蔵文化財へ影響を及ぼすかを確認するため、平成28(2016)年10月31日から11月24日にかけて確認調査を実施した。遺構が検出された場合は保存の措置をとる必要があるため、今回の調査では事業対象範囲全域にあたる約90m<sup>2</sup>を調査し、16世紀頃

の遺物を包含する造成盛土や礫敷造構を検出した。この結果を受け、兵庫県教育委員会の現地立会を経て、引き続き本発掘調査を実施する必要がある旨の通知があったことから、従前の打合せどおり遺構を残す形で工事計画の見直しを行い、盛土部分については、曲輪造成の過程を記録保存しながら発掘調査を実施することとした。なお、確認調査を含めた現地調査については、事業者より委託を受けた安西工業株式会社から労務提供を受けた。

本発掘調査は、平成28(2016)年11月25日から、確認調査を引き継ぐかたちで開始し、平成28(2016)年12月9日に終了した。

#### 調査の経過

平成28(2016)年10月26日：確認調査の事前準備として、調査区の設定や仮設トイレの設置を行った。

調査区は3箇所に分かれるため、北側を1区、南東側を2区、南西側を3区とした（第4図）。

10月29日：調査区内に生育する樹木の伐採を行った。

10月31日：確認調査を開始した。調査地は車両の進入が不可能なため、道具類の運搬から掘削まですべて人力で行った。1区の表土掘削から着手し、伐採木の根を除去しながら遺構の検出に努めた。

11月1日：基本層序を確認するため、1区北側壁沿いにサブレンチを設定し掘削を行った。その後、表土掘削を進めながら土層観察用のサブレンチを適宜設定し掘削した。

11月9日：1区の表土掘削が終了し、表土直下に城郭を形成する造成盛土面を検出し、西側の縁辺には礫敷の遺構が残されていることを確認した。

11月10日：1区造成盛土面の全景写真撮影を行い、礫敷造構等の平面図化作業を開始した。同時に、2区及び3区の表土掘削を開始した。

11月16日：2区・3区の表土掘削が終了し、遺構検出手作業を行った。その結果、2区からは岩盤に掘り込まれた複数のピット状の落ち込みを検出し、3区では1区で検出された礫敷造構が連続して続いていることを確認した。その後、平面や断面の図化記録や写真撮影を行った。

11月24日：兵庫県教育委員会文化財課担当者の現地立会をもって確認調査を終了した。立会において、工事を実施するためには礫敷造構及び2区から検出されたピット状の落ち込みを破壊しないように計画変更し、造成盛土部分については記録保存のための本発掘調査が必要であるとの指導を受けた。事業者とは直ちに協議を行い、上記の内容で調査を進めることが決まった。

11月25日：本発掘調査として、造成盛土部分の掘削を開始した。土層観察用の中央ベルトを設定し、サブレンチにて堆積の状況を確認しながら、造成単位ごとに掘削を進めた。

11月30日：工事の具体的な変更案が事業者から示された。

12月1日：兵庫県教育委員会担当者と変更案について協議を行い、礫敷造構を避けるため建物全体を東側へ寄せることで合意を得た。これにより、2区・3区は東側へ調査区を拡張する必要が生じ、結果的に2区・3区は一つの調査区としてまとまるうこととなった。拡張部分については、同日に範囲設定を行った。

12月5日：兵庫県教育委員会担当者と遺構の保存方法について協議を行った。

12月6日：拡張部分の表土掘削を開始した。



第3図 中道子山城跡全体図



第4図 調査区配置図

12月7日：すべての掘削が終了し、拡張部分には遺構が存在しないことを確認した。その後、各調査区を精査し、最終全景の写真撮影を行った。

12月8日：2区・3区の追加図面を作成しながら、1区の礫敷遺構に対する養生を行った。

12月9日：2区のピット状の落ち込みと、3区の礫敷遺構を1区と同様の方法で養生した。保護した範囲以外については、調査に引き続いて工事が着工されるため埋戻しは行わず、事業者や市の担当課である危機管理室及び城山公園を管理している観光課の立会のもと現場を引き渡し発掘調査は終了した。

また、調査終了後から工事竣工の平成29(2017)年6月16日まで、工事用モノレール設置や送信所の外周フェンス設置、引き込み電柱設置などの際には、既存の石垣や土星等を保護するための工事計画の変更を含めた協議や複数回にわたる工事立会を実施した。

### 第3節 地理的・歴史的環境

**地理的環境と遺跡の現状** 中道子山城跡は、加古川市北部の志方町広尾に位置する標高271mの城山山頂に築かれた中世山城の遺跡である（第1・2図）。城山は、東西方向に尾根を持ち、東端が城跡になっている。現在、遺跡として東西約500m、南北約300mの範囲が登録されている。北西側へ続く尾根に対しては2重の堀切を設けて城域を画している。

志方は旧印南郡最北部の盆地に位置し、南東部は飯盛山によって旧加古川市域と隔てられ、西は荒神谷を抜けて姫路市、北は赤水峠を越えて加西市へと通じる。南方は平地が続き、城山の頂からは、東播磨一帯を瀬戸内海まで一望できる。

志方地域の山の地質は、閃緑岩質花崗岩と流紋岩質凝灰岩の大きく2つに分けられ、城山は後者に属する。

中道子山城は近接する城郭に対して突出して高く、近隣のほとんどの城郭の眺望が可能となっている。さらに東西方向に湯山街道、南北方向に北条街道が通る交通の要衝に位置している。戦国期赤松氏の支配領域とも対応しているため、東播磨を広域に支配するための城であったと考えられている。

中道子山城は、城山の尾根が2本に分岐したところに築かれた複数の曲輪群で構成されている（第3図）。平成5（1993）年に加古川市教育委員会刊行の調査報告書では、大きく分けて、北東へ伸びる尾根をI地区、付け根部から南東へ伸びる尾根をII地区、北西に続く尾根をIII地区とした。伝承ではI地区北東端部が本丸、II地区尾根の付け根部が二ノ丸、III地区が三ノ丸とされてきた。本丸が城山の最高所に位置し、二ノ丸がそれに次ぐ高所に並立する一城別郭の繩張である（多田2015）。

本丸は、30m×47mの東西に長くやや扁平な形をした曲輪である。南東部が一段低くなっている。北面から南西面にかけて高さ0.4～0.5mの土塁が残存している。本丸の南西方向に開いた虎口の外側は、土塁によって囲まれた樹形状の曲輪であり、米倉跡と伝承されている。米倉跡は、高さ1.3～2m、幅2～6mのこの城で最も大きな土塁に囲まれ、広さは12m×8mである。本丸のやや米倉跡寄りに、現在「赤松城址」の石碑が建てられている。米倉跡の北西から南西部は一段下がっており、本丸と二ノ丸をつなぐ曲輪である。この曲輪には現在「大師堂」という建物が残されており、土塁のほかに北西方向の尾根との間に空堀が掘られている。本丸から「大師堂」のある曲輪までがI地区である。

二ノ丸は、30m×20mの南北にやや長い楕円形に近い形をした曲輪である。本丸と対になるように、隣の曲輪より一段高くなっている。二ノ丸から南東に向けた尾根が段状に下がっており、平坦面を土塁で囲ってそれぞれ曲輪を形成している。尾根の南東隅から3段目と4段目の曲輪の間に城の大手門が築かれていた。二ノ丸から尾根の南東隅までがII地区である。

三ノ丸は、二ノ丸の北西に隣接し、二ノ丸より一段低くなっている。三ノ丸から北西に向けて尾根が段状に下がり、平坦面を土塁で囲い、曲輪を造っている。尾根の北西端に搦手門が築かれ、外部とは2条の堀切で隔てられている。「大師堂」のある曲輪と三ノ丸の間に、石積みで造られた井戸の残された曲輪がある。井戸は現在も枯れておらず、城の水源の豊かさを今に伝えている。三ノ丸から北西の堀切までがIII地区である。

城の特徴は、各曲輪はいずれも地盤をならし、切岸で独立した削平空間をつくっている。さらに曲輪の周縁部にはいずれも土塁をめぐらせ、その下半部には石垣を設け土留めとしている。おおむね各曲輪には礎石建物、柵列などがみられる。各曲輪への木戸は、初期の平入虎口で石垣が使われ、階段には石段が使われている。北西の2条の堀切以外は、横堀や畝状空堀のような主要な防御施設は存在しない。

**歴史的環境** 中道子山城が歴史に登場するのは、城山西方山麓に現存する古刹安楽寺の寺記が初出である。これによると「弘仁2(811)年3月、弘法大師の弟子真然僧都が、山頂に寺を創建し中道寺と号したが、後、赤松氏則が、志方の莊に采地(領地)を賜ったとき、中道寺の堂舎を一城の権輿とし、山麓に仮堂を建て、本尊を移し奉った」と記されている。しかし、真然僧都の正確な生年は不明であり、その生年が延暦23(804)年頃と考えられているため、寺の創建時期あるいは創建者については検討が必要であろう。

さらに『志方莊古城図附註』には「至徳年中赤松円心四男氏則始築之」とあり、至徳年間(1384年～1386年)に赤松円心の四男氏則が築城したと記されている。しかし、氏則は永徳3(1383)年9月、播磨国清水寺にて自害しているため、こちらも城の築城時期あるいは築城者を再検討しなければならない。

ほかに中道子山城が資料に現れるのは嘉吉の乱の際の一節である。嘉吉元(1441)年6月、播磨国守護赤松満祐は室町幕府六代將軍足利義教を暗殺し、播磨國城山城に立てこもった。このとき集まつた赤松氏の兵の中に「中道子城主志方彈左エ門顯茂」という名が『赤松盛衰記』の中にある。

嘉吉の乱後、赤松氏の勢威は一時衰え、播磨国は赤松満祐を追討した山名持豊に与えられた。満祐の弟則繁は赤松氏再興を目指して活動したが、文安5(1448)年、河内国で敗死した。しかし、赤松氏一族郎党による主家再興運動は実を結び、長禄2(1458)年、長禄の変において、南朝の後胤から神璽を奪還した功により、満祐の弟義雅の孫政則が加賀半国及び備前の国一部の大名として復活した。この間、則繁の養子孝橋繁広が亨徳年間(1452年～1454年)に中道子山城を築いたということが『播州諸城交代連録記』などに記載されている。

応仁・文明の乱(1467年～1477年)において東軍細川方にについた赤松政則は、播磨国守護を押領し、西軍山名方と戦い、長亨2(1488)年、旧領播磨国を回復した。孝橋繁広の子繁景は政則に従い、中道子山城を賜ったことが『播磨古記』に記されている。

戦国期にはいると、赤松氏再興に活躍した重臣浦上氏が主家を凌ぐようになり、享禄3(1530)年に、中道子山城において赤松氏と浦上氏の間に大規模な合戦があったことが両家の家臣へ下した感状からわかる(上月2013)。

天文7(1538)年、尼子詮久の侵攻により、孝橋繁景の孫秀光が英賀城から中道子山城に撤退したことが、赤松政則の孫政村から秀光に宛てた感状に記されている。『赤松大系譜』によると秀光は天文18(1549)年に摂津三宅城で戦死し、秀光の子秀時は佐用郡上月西莊の浅瀬山城に移った。この時から、孝橋氏は居城を中道子山城から浅瀬山城に移したと考えられ、秀時以後の中道子山城の城主は不明である。

中道子山城の廃城時期は、『播州古記』に「天正中落城」、『古城軍記』に「天正中羽柴秀吉のために断絶す」とあるように、天正年間(1573年～1592年)の羽柴秀吉による中国攻めによって廃城したとされているが、天正8(1580)年4月には秀吉の播磨平定は完了しているので、遅くともそれ以前には落城していたと思われる。落城時の伝説は伝わっているが、三木城や鳥取城のように大規模な攻城戦がおこなわれた記録は残っていない。

中道子山城に関する研究としては、天正8(1580)年1月に落城した「志方城」は中道子山城を指すという解釈(上月2013)や、播磨平定後に織田氏が支城として使用した可能性を指摘したもの(多田2015)などがある。

以上のように中道子山城は東播磨地域において重要な拠点に染かれて、それにふさわしい規模を備えていたが、文献資料に残された歴史は少ない。しかし既往の調査で判明しているように、出土した波状文軒平瓦や京都系土師皿は、中央との深い関係をうかがわせる。中道子山城は室町時代から戦国期を通じて播磨国守護赤松氏の勢威を、堂々と周囲に示す城郭であったと考えられる。

## 第4節 既往の調査

中道子山城跡は、昭和62（1987）年から平成2（1990）年にかけて、合計4回の発掘調査を実施している（第1次調査～第4次調査）。いざれも開発に伴う調査ではなく、将来の国史跡化を目指し、山城の実態を把握してその歴史的価値を確認するものであった。発掘調査は、城郭研究者や有識者、地元代表者で構成された「加古川市中道子山城跡調査委員会」の調査指導の下に、加古川市教育委員会が調査主体となって実施した。その成果は、平成5（1993）年刊行の加古川市文化財調査報告11『中道子山城跡発掘調査報告書』にまとめられている。

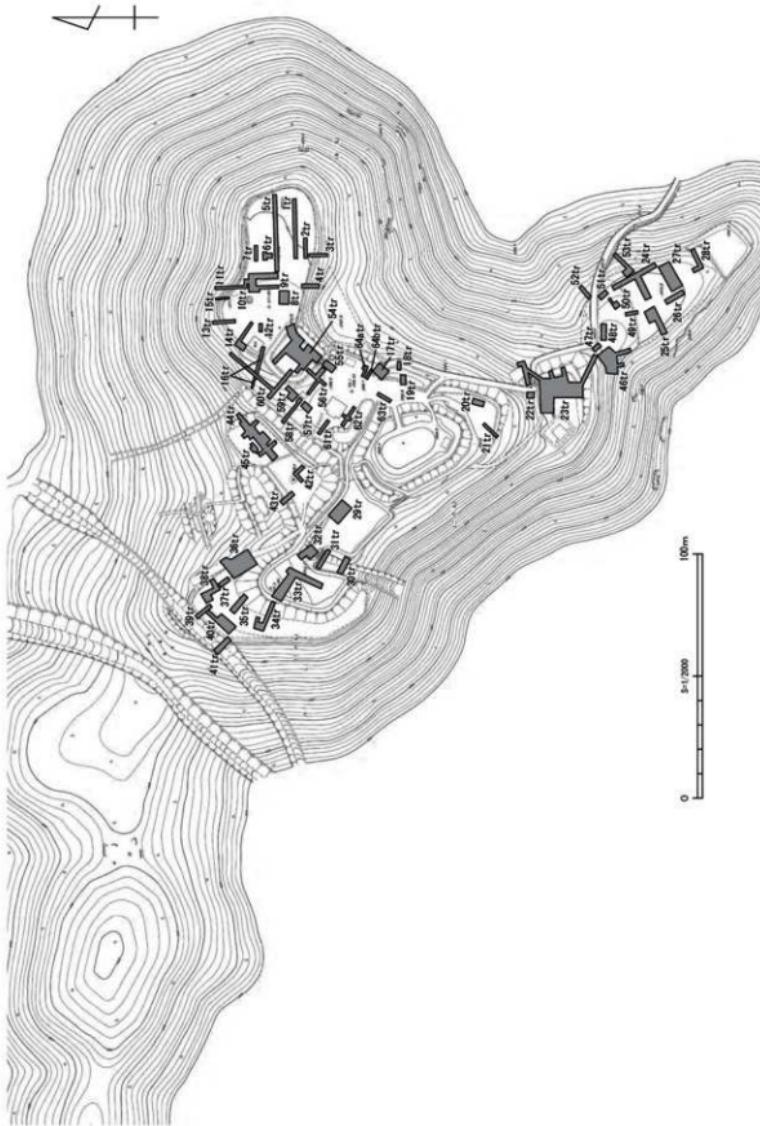
ここでは、上記の報告書を参考に過去の調査成果について概観する。なお、第5次調査となる今回の調査地点は、第4次調査の対象範囲と重複する位置にあたるため、第4次調査については他の地点と分けて記述する。

なお、過去4回の調査は、国史跡に指定された際に保存整備事業を実施することが前提であったため、発掘調査においても遺構の破壊は最小限に止めるよう配慮されており、石垣等の構造物は表面記録を残すのみで、裏込めや基礎などの内部構造までは調査していない。

第5回の調査地点配置図は、今回の発掘調査段階において作成したものであり、図中のトレンチ（調査区）番号は報告の便宜上任意に付したもので、既刊の報告書とは対応していない。また、配置図の作成は、各回の調査直後に作成された概要報告に添付されている図面や、調査時の空撮写真・遺構写真等からおおよその位置を割り出し、第1次調査の際に航空写真測量を実施して作成された1/500の山城平面図に落とし込んだものである。このため、国家座標等に基づいた正確な配置ではないことをお断りしておく。この配置図から、過去の4次にわたる発掘調査では、合計64箇所に及ぶトレンチ調査が行われたことがわかる。

**第1次～第3次調査** 第1次調査は、昭和62（1987）年度に城内東側に位置する山頂の平坦面について実施された。第5図中のトレンチ1～16が該当する。「本丸」と伝承される場所にあたり、山城の中で最も見通しの良い場所である。調査の結果、平坦面は中央やや東寄りにおいて南北方向に築かれた石垣を境に西側と東側の2面に分かれることがわかり、西側が高く、東側が低い。西側平坦面からは礎石建物跡が検出され、建物の脇からは備前産大甕が埋置された状態で発見されたほか、地山となる岩盤を掘り込んで造られた1.8m×1.5mの土坑などが検出されており、内部から土師質土器の皿や陶器天目茶碗、青磁などの破片が出土した。平坦面の縁辺部は、現状でも土星の痕跡が明瞭に確認でき、そのうち数箇所を断ち割って調査したところ、土星の下部層から石垣が検出された。このことから、山頂部分は土星構築前には石垣で普請されていたことがわかり、山城の前身とされる「中道寺」に関連する石垣と解釈されている。

第2次調査は、昭和63（1988）年度に城内南側の尾根上に連なる5箇所の平坦面について実施された。トレンチ17～28が該当し、「二の丸」と伝承されている場所にあたる。なお、この二の丸範囲にはトレンチ57～64も含まれるが、これらのトレンチは「大手門」の調査として、後述する第4次調査において実施されたものである。第2次調査では、トレンチ22・23において礎石建物跡や土星が検出され、土星は通路に面した側のみ2段ほどの石垣が積まれており、通路が土星の土砂で埋没しないように土留めとして施されたものと考えられる。また、北側の山頂方面へ向かう通路は現在の登山道と同様にクランク状に屈曲しており、その屈曲部から城門跡と考えられる柱穴が検出された。城門脇には方形に石垣を巡らせた台状の遺構も併せて検出され、門脇に設置された「櫓」の跡と考えられてい



既往の調査区配置図

る。尾根の先端に近い南側の平坦面（トレンチ24～28）からは、縁辺部に沿って多数の礫が敷き詰められたような状況で検出されており、帶状に縁辺部を巡るものと推測されることから土塁の基底部に施された地固めの礫敷きと考えられている。この平坦面上での調査では古銭が14枚出土している。

第3次調査は、平成元（1989）年度に城内東側の尾根上に連なる3箇所の平坦面と、その北側の鞍部に残されている井戸周辺について実施された。トレンチ29～45が該当し、「三の丸」と伝承されている場所にある。調査の結果、尾根の付け根に近い平坦面では、トレンチ29から礎石建物跡が検出され、トレンチ32では方形の突出部とそれを囲う土塁が確認された。土塁には第2次調査で検出されたものと同様の「石芯」と呼ばれる地業が行われていたと報告されている。この平坦面と北西側で接する隣の平坦面との間には小規模な堀切が認められ、北西側平坦面の調査では二重の柵列が検出された。平坦面の縁辺にはやはり土塁が巡り、トレンチ33の調査において背面に花鳥文が施された和鏡などが出土した。さらに北西に一段低い平坦面があり、尾根を分断するように掘られた二重の大堀切の一部と接している。この先端部での調査では、トレンチ36において堀切に向かって降る通路と城門跡と考えられる柱穴などが検出され、城の裏手へと抜ける「搦手門」<sup>からめてん</sup>が存在したものと考えられている。門脇には方形の台状構造なども検出され、柵跡の可能性がある。また、搦手門に至る通路の両側は下半部を石垣で固めた土塁となっていた。この平坦面での出土遺物としては、備前産の陶器片や釘、サザエの殻などがある。尾根の北側に接する鞍部には、現在も見ることのできる井戸があり、北東に延びる平坦面となっている。この地点の調査では、北東側の平坦面上から5間×4間の礎石建物跡や雨落溝が検出された。礎石の下部層は焼土層になっており、そのさらに下の層から掘立柱建物跡が検出された。井戸の北西側は谷筋となっており、その谷を踏査して観察した結果、3重の土塁を築いて谷筋を塞ぎ、一番高い部分の土塁内側をため池として活用していたことがわかった。この池の存在によって、井戸の水は現在も枯れることなく水を湛えている。

**第4次調査** 第4次調査は、平成2（1990）年度に実施され、城内南側尾根の中腹にある「大手門」と伝承される地点と、山頂から南西へ降った部分に位置する「米倉」と伝承される地点及びその周辺について調査している。トレンチ46～64が該当し、トレンチ46～53が「大手門」関連の調査、トレンチ54～64が「米倉」とその周辺についての調査である。

「大手門」とされる地点の調査では、トレンチ46において幅約28mの通路跡と柱穴6基が検出され、城門の存在が確かめられた。西側から登り城門に至る道は旧登山道として現在も残っており、「二の丸」部分に至る先端部に城門が設けられていることから、この城門が伝承のとおり大手門跡と考えられる。大手門に至る手前の通路は、山側（北側）は地山である岩盤が露出し、谷側（南側）は土塁が設けられており、いずれの側面も下半部は石垣によって固められていた。また、門脇の岩盤頂部と土塁頂部はほぼ同じ高さに復元できるとの推測から、当時の調査担当者は櫓門（矢倉門）であった可能性を指摘している。

「米倉」とされる地点の調査は、トレンチ54が該当する。この地点は、現在も土塁が東側の通路部分以外を方形に囲っており、他の空間から明確に区画されている。調査の結果、東側通路部分では「二の丸」側から登る階段が検出され、「米倉」の所在する平坦面に至った部分で城門跡と考えられる柱穴が検出された。「二の丸」と「本丸」との境界と考えられている。通路は、「米倉」前を通過した後、山頂へ至る部分で再度階段が検出されている。方形に囲まれた土塁の内側からは、第3次調査の井戸周辺の平坦面で検出されたのと同様に、焼土層をはさんで2時期に分かれる建物跡が検出された。上層の建物跡は大部分が攪乱されていたものの、下層は5間×4間の礎石建物跡であった。「米倉」の伝承は、

この方形区画の内部から焼米が多く拾えることに由来し、調査においても焼米が出土したものの、焼米 자체は他の調査区においても出土しており、この建物を「米倉」と断定する根拠は薄いとされている。

第5次調査にあたる今回の調査地点は、「米倉」を囲む土塁の北西側に位置している。「米倉」や「本丸」の裏手にあたり、南北に細長い平坦面となっている。トレント60は、「米倉」を囲う土塁西側の一部を断割って北西方向へ掘削した調査区で、土塁裏側の平坦面では北東方向にも直行するトレントを設定して調査が実施されている。このトレントは、今回調査区と一部重複しており、今回調査においてトレント60の痕跡を確認している。既刊の報告書内では、この部分の調査内容についての記述はなく、当時の調査記録をみると、顯著な遺構は検出されなかったようである。

以上のように、中道子山城は「本丸」「二の丸」「三の丸」と伝承される3箇所の曲輪群(平坦面群)から構成されており、発掘調査によって「大手門」や「搦手門」などの正確な位置を把握できたことの成果は大きいといえる。また、遺構の時期は複数のトレントで確認された、享禄年間(1528年～1531年)に堆積したと考えられる焼土層を境に、その前後2時期に大別されることが判明した。現在のところ、この焼土層の由来が合戦によるものか単なる火災によるものは不明だが<sup>1)</sup>、この時期を境に中道子山城には大規模な改修が施されたものと考えられている。すなわち、当初は城の前身とされる「中道寺」の施設を継承するかたちで居住空間を主体とした山城であったものが、享禄年間以降、各曲輪を土塁によって区画し、門脇には櫓を設置し、搦手側には大堀切を掘削するなど、防御施設を備えた山城へと変貌したという解釈である。なお、出土した遺物全体の年代幅は、15世紀後半から16世紀後半までとされ、天正年間(1573年～1593年)には及ばないと考えられている。このことから、大規模な改修は施されたものの、その後、この地に遺物が残されるほどの活動はなかったものと考えらえる。このことは、三木合戦を含めたこの地域の合戦に関する記録に中道子山城がほとんど登場しないことも整合する。

#### 【註】

- 1) この焼土層については、享禄3年に浦上氏が「中道寺山城」を攻撃した際の戦闘によるものである可能性が指摘されている(上月2013)。

## 第Ⅱ章 調査の成果

### 第1節 概要

今回の調査地点は、土壙によって方形に区画された「米倉」と伝承される曲輪の北西側裏手に位置し、南北方向に細長い平坦面上にある（第4図）。城郭においては、帶曲輪もしくは腰曲輪と呼称される区画にあたると考えられる。

調査区は合計約90mと狭いものの、調査の結果、曲輪に関係すると考えられる礫敷遺構1箇所と、時期不詳のピット状の落ち込みが4基検出された（第6図）。また、礫敷遺構を構築する際の基礎となった曲輪の造成盛土を確認した。

遺物は、上記礫敷遺構の平面精査時や盛土掘削時を中心に、遺物収納コンテナ2箱分に相当する破片総数167点（2,488g）が出土した。内訳は、磁器3点（29g）、陶器10点（1,044g）、土師質土器135点（1,200g）、鉄製品18点（193g）、貝類1点（22g）である。

本章では、「基本層序」の項にて、地山となる岩盤上に盛土をして平坦面を造り出している曲輪の造成過程について記述し、「検出遺構」と「出土遺物」についてはそれぞれ別項を設けて詳述する。

### 第2節 基本層序

曲輪の造成は、大きく3段階（第Ⅱ～Ⅳ層）の盛土によって成されており、現状ではその上に表土（第I層）が堆積している（第7・8図、写真11～14）。

第I層は、山全体を覆っている腐葉土や土壤化層である。いわゆる表土であり、おおむね2層に細分される。地表面の標高は265.1m～265.5mを測り、地表下約0.2mまで堆積する。

第II層は、曲輪造成における最終段階の盛土で、山側（東側）に集中して堆積している。おおむね7層に細分される。そのうち、第III層との境付近にあたるII-7層は礫が多く混入しており、礫の平面分布をみると弧を描いて帯状に分布していることがわかる（第9図、写真2・6・9）。このことから、土質の変化するIII層との境には補強を兼ねて意図的に礫を多く混入したものと考えられる。本層上面での標高は264.9m～265.3mである。

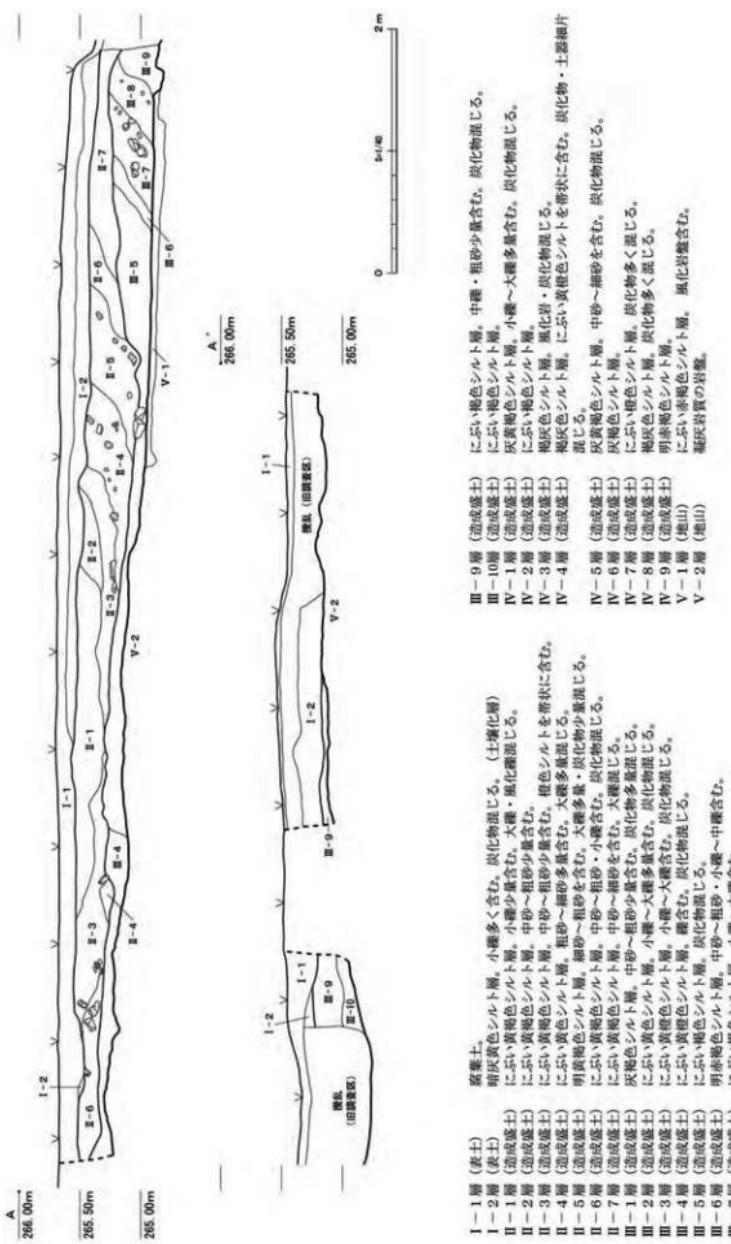
第III層は、第II層の前段階に施された盛土である。曲輪全体に堆積している。調査区西側に分布する礫敷遺構は、本層上面に食い込むようにして礫を敷き詰めている。第III層はおおむね10層に細分され、曲輪を形成する主要な盛土堆積といえる。本層上面での標高は265.2m～265.3mである。

第IV層は、曲輪造成の際に最初に施された盛土である。主に地山である岩盤の凹凸を均すために施されたものと考えられ、調査区北西端で検出した大きな窪みには礫を多く混入させて地固めを行っている（写真10）。おおむね9層に細分される。今回調査では、この第IV層中から最も多くの遺物が出土した。本層上面での標高は264.7mである。

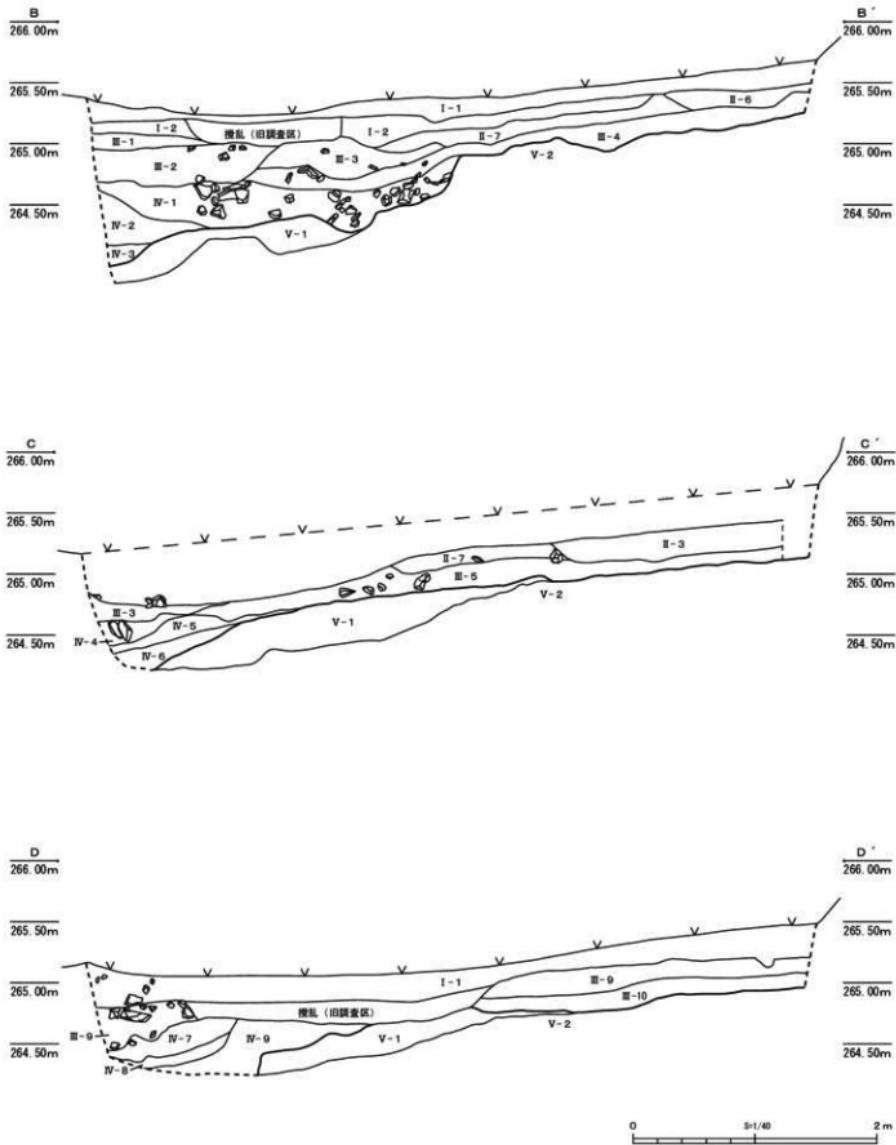
第V層は、山の基盤となる凝灰岩の岩盤もしくはその岩盤が土壤化したシルト層である。いわゆる地山であり、東側から西側に向かって緩やかに傾斜している。岩盤の表面はおおむね滑らかであるが、場所によっては凹凸がみられる。岩盤上の標高は、東側で約265.1m、西側で約264.2mである。



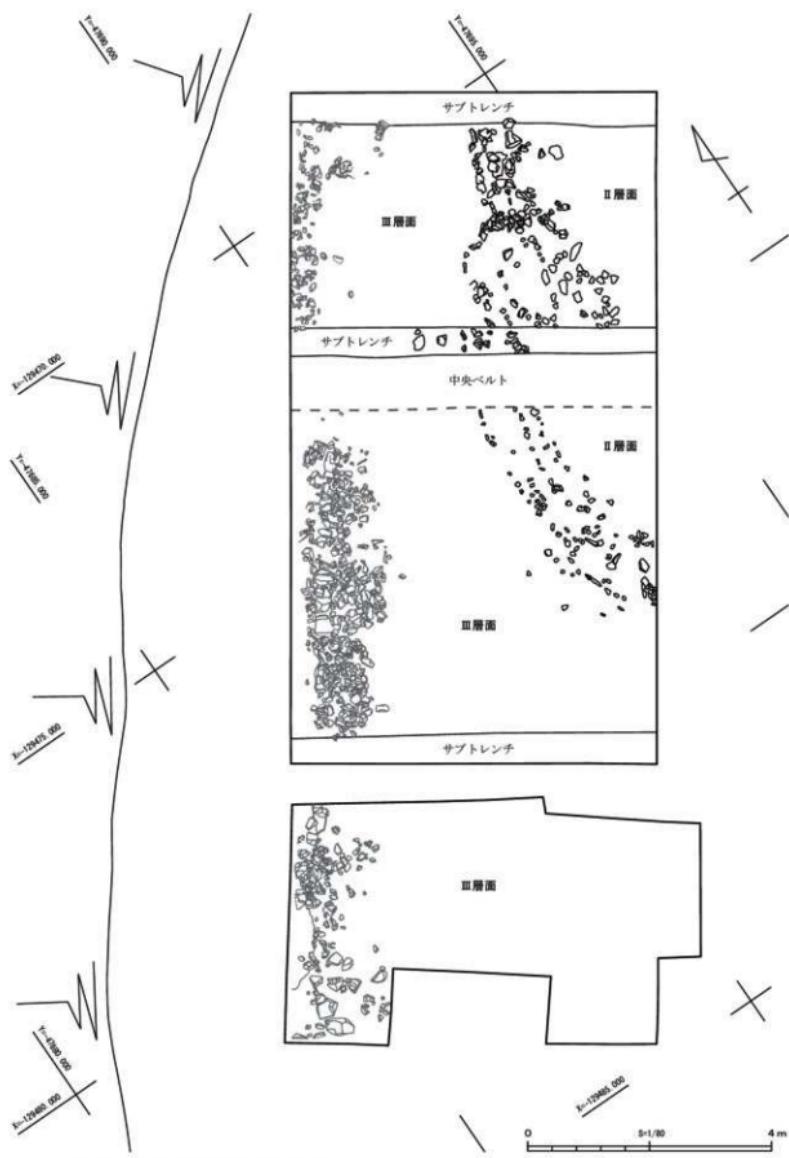
第6図 遺構配置図



基本圖案①(調查用紙)



第8図 基本層序②(調査区北壁・中央・南壁)



第9図 造成盛土平面(第Ⅱ・Ⅲ層面)

### 第3節 検出遺構

#### ■礫敷遺構(第6・11図、表1、写真3・7)

位置：調査区西端沿いから検出された、南北方向に礫を敷き詰めた遺構である。表土直下から検出され、基本層序第Ⅲ層の盛土上面に敷かれていた。曲輪の縁辺に沿って北側と南側にそれぞれ続いている。また、西側も調査区外へ及んでおり、礫敷の幅や長さは不詳である。礫敷面の高さは標高264.7m～265.0mと場所によって差があり、北側が比較的高い。現地表面から約0.2m下から検出された。長軸方向の方位は、N28°Eを示す。

形態・規模：平面形は帯状を呈する。全体の幅や長さは不明だが、検出範囲での最大幅は約1.6m、長さは15.6mを測る。調査区の壁面沿いや中央のサブトレンチにて礫敷きの断面調査を実施した結果、掘方等は確認されなかったため、第Ⅲ層の盛土面に直に敷き詰めたものと考えられる。使用された礫の大きさは、10cm大から40cm大まで様々であるが、南半部の方に比較的大きめの礫が使われていた。石材は、肉眼観察の限りこの山塊を構成する凝灰岩と考えられる。

出土遺物：総点数27点、総重量468gが出土した。内訳は、陶器2点(264g)、土師質土器24点(196g)、鉄製品1点(8g)である。本遺構は保存を前提としていたため、一部を断割ったのみで全体の掘削は行っていない。このため、遺物は遺構上面の精査中や礫敷きの間から出土したものに限られる。今回の報告では、このうち陶器2点を抽出し第4節において詳述する。

遺構時期：出土した遺物から、遺構の構築時期は16世紀前葉以降と推測される。

#### ■ピット状遺構(第10図、写真4・8)

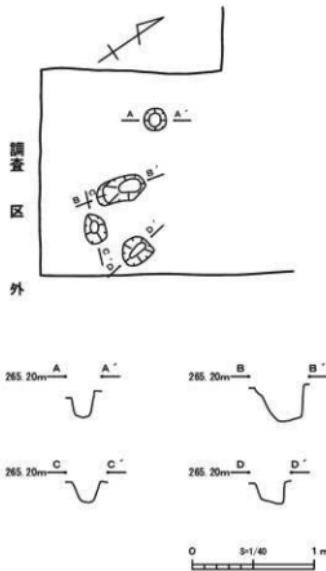
位置：2区南側から岩盤に掘り込まれたピット状の落ち込みが4基検出された。表土・擾乱層の直下から検出され、埋土を含めてすべて擾乱されていた。遺構確認面(岩盤)の高さは標高約265.1mで、現地表面から約0.3m下に位置する。それぞれの配置に明確な関連性は見いただせない。

形態：平面形に統一性はなく、円形や楕円形を呈する。断面形はおむね凹字状である。

規模：最も小さいもので直径約0.2m、大きいものは長さ0.4m、幅0.2mの長楕円形である。深さは、最も深いもので0.3m、浅いもので0.17mである。

出土遺物：なし。

遺構時期：埋土を含めて擾乱されており、出土遺物もないため時期は不詳である。しかし、過去の調査において同じ平坦面から岩盤に掘り込まれた柱穴が検出されており、建物跡と考えられていることから、本ピットも遺構である可能性を考慮し、今回調査では礫敷遺構と同様に保存の対象とした。



第10図 ピット状の落ち込み

## 第4節 出土遺物

今回の調査で出土した遺物は、口縁部の残存率が低い小破片が多く、鉄製品のほとんどは錆化が著しいため、破片総数167点のうち図化できたものは礎敷遺構から出土した陶器2点、造成盛土から出土した磁器2点、陶器3点、土師質土器2点、鉄製品1点、表土から出土した鉄製品4点の合計14点である。

遺物の製作時期は概ね15世紀後半～16世紀前半であり、文献記録に載る「孝橋氏」の中道子山城における活動時期と一致する。

### ■礎敷遺構出土遺物(第11図、表1、写真19)

1・2ともに備前産陶器である。1は壺で、田土で作られ赤褐色で堅緻な焼成である。2は擂鉢である。造成盛土出土品と併せると、今回図化できたものでは擂鉢が一番多い。口縁部の縁帯部を上下に拡張させており、内面の鉗目は櫛状工具を用いて、3～4本単位の鉗目がわずかに確認できる。過去の調査でも多くの擂鉢が出土しているが、時期、産地ともに今回出土したものとほぼ差異はない。

### ■造成盛土出土遺物(第12図、表1・2、写真19～21)

3は土師質土器の皿である。口縁部にはススが付着しているため、灯明皿として使用されたとみられる。手づくねで成形されており、内面、外面ともにナデ調整されている。京都産土師器皿Iを模倣した京都系土師器に分類される皿である。過去の第1次調査から第4次調査においても同様の土師器皿が一定量出土している。また、現段階では、中道子山城のほかに、東播磨地域の中世城郭遺跡からは京都系土師器のまとまった出土例は報告されていない。

4・5は輸入磁器である。4は白磁碗である。口縁端部が外反している。同時期の白磁碗は周辺では感状山城跡などでも出土例がみられる。5は龍泉窯系の青磁碗である。体・底部の器壁は均一に厚く作られ、口縁端を丸く仕上げている。口縁外面には1条の沈線を施している。

6～8は備前産陶器の擂鉢である。いずれも口縁部の縁帯部をやや内傾させて上下に拡張しており、6は3～4本単位の鉗目が放射状に施されている。

9は土師質土器の鍋である。口縁部の一部で、残存率が著しく低いため、口径の復元はできなかつた。体部はほぼ直立し、口縁部はやや内傾する。口縁部直下に鈎をもつ。

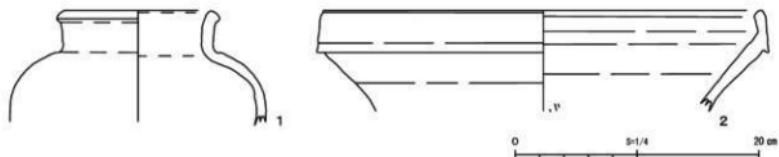
10は鉄釘である。頭部付近が一部残存しており、残存長6.5cmである。断面方形で幅0.65cm、厚さ0.6cmである。頭部は折り曲げるものと考えられる。

### ■表土出土遺物(第13図、表2、写真21)

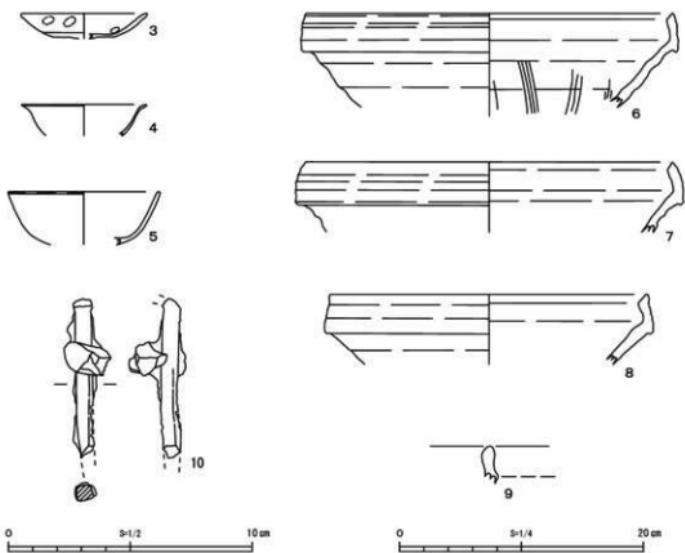
11は刀類等の茎部と考えられる破片で、残存長8.55cm、幅1.55cm、厚さ0.6cmである。目釘孔は確認できない。

12は鉄釘である。両端を欠損しており、残存長6.2cmである。断面隅丸方形で幅0.5cm、厚さ0.55cmである。

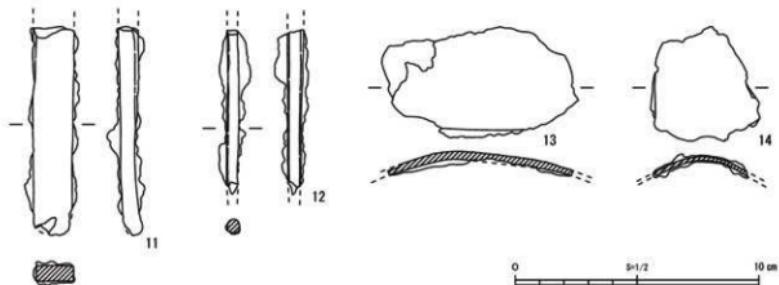
13・14は板状の鉄製品破片である。13は残存長4.2cm、残存幅8.0cm、厚さ0.35cmである。14は残存長4.7cm、残存幅4.3cm、厚さ0.15cmである。厚さに若干の相違があるものの、同じ形状をしており、同一個体の可能性がある。



第11図 碓敷造構出土遺物



第12図 造成盛土出土遺物



第13図 表土出土遺物

表1 遺物観察表(磁器・陶器・土師質土器)

報告No	種別	器種	出土遺構	出土層位	口径(cm)	器高(cm)	底径(cm)	残存	調整等	色調
1	陶器	壺	縛敷遺構	一括	* 118	> 9.2	-	口縁部～胴部 1/4	内・外面回転ナデ調整 備前産壺	内) 25YR5/4にぶい赤褐 外) 75YR5/3にぶい褐
2	陶器	鉢	縛敷遺構	一括	* 36.0	> 8.2	-	口縁部～体部 1/13	内・外面回転ナデ調整 3条以上1単位の節目あり 備前産撻鉢	内) 25YR6/2灰赤 外) 25YR5/4にぶい赤褐
3	土師質土器	皿	造成盛土	IV層	10.2	27	* 5.5	口縁部～底部 1/2	手づくね成形 外面上半及び内面ヨコナデ 京都系土師器	内) 10YR8/4浅黄橙 外) 10YR8/3浅黄橙
4	磁器	碗	造成盛土	III層	* 10.0	> 2.5	-	口縁部～体部 1/10	内・外面とも透明施釉 白色に発色	内) 25GY1/8明オリーブ灰 内) 25GY1/8明オリーブ灰
5	磁器	碗	造成盛土	IV層	* 12.4	> 4.5	-	口縁部～体部 1/8	内・外面とも青磁釉施釉 龍泉窯系青磁碗	内) 25GY1/6明オリーブ灰 外) 25GY1/6明オリーブ灰
6	陶器	鉢	造成盛土	IV層	* 30.0	> 8.5	-	口縁部～体部 1/10	内・外面回転ナデ調整 4条1単位の放射状節目あり 備前産撻鉢	内) 10YR4/1褐灰 外) 10YR6/3にぶい橙
7	陶器	鉢	造成盛土	IV層	* 30.0	> 5.7	-	口縁部～体部 1/13	内・外面回転ナデ調整 備前産撻鉢	内) 5YR5/1褐灰 外) 5YR6/4にぶい橙
8	陶器	鉢	造成盛土	IV層	* 26.0	> 5.8	-	口縁部～体部 1/7	内・外面回転ナデ調整 備前産撻鉢	内) 7.5Y6/4橙 外) 7.5Y6/4橙
9	土師質土器	鍋	造成盛土	IV層	-	> 2.5	-	口縁部のみ	内・外面ヨコナデ	内) 10YR7/1灰白 外) 10TR7/2にぶい黄橙

※「\*」は推定値、「&gt;」は現存値

表2 遺物観察表(金属製品)

報告No	器種	材質	出土遺構	出土層位	長(cm)	幅(cm)	厚(cm)	重量(g)	備考
10	釘	鉄	造成盛土	一括	> 6.50	0.65	0.60	12	頭部一部残存、折り曲げるもの
11	刀	鉄	-	表土	> 8.55	1.55	0.60	39	茎部カ
12	釘	鉄	-	表土	> 6.20	0.50	0.55	8	両端欠損
13	板状製品	鉄	-	表土	> 4.20	> 8.00	0.35	33	14と同一個体カ
14	板状製品	鉄	-	表土	> 4.70	> 4.30	0.15	11	13と同一個体カ

※「&gt;」は現存値

## 第Ⅲ章　まとめ

今回の調査では、90m<sup>2</sup>の調査区から礫敷遺構とピット状の落ち込みを検出し、曲輪平坦面を造成する際の盛土の構築過程を観察することができた。遺物は、主に礫敷遺構と造成盛土中から出土し、いずれも15世紀後葉から16世紀前葉頃に製作されたものを中心としていた。

本稿では、これらの成果を既往の調査地点における結果と比較し、今回調査地の曲輪の成立について考えてみたい。また、中道子山城跡の今後の保存や活用についての課題を述べてまとめとしたい。

**礫敷遺構について**　調査区西端沿いから検出された礫敷遺構は、曲輪の縁辺に沿って南北両側に延びており、全体の形状は不明であるが、何らかの構造物を支えるための地業として敷かれたものと考えられる。礫敷遺構の土台となる曲輪は南北に細長く、地山である岩盤に盛土をして平坦面を造り出しておらず、谷側にあたる西側は特に盛土が厚く堆積していた。このため、曲輪上に建物や土塁などの構造物を構築する場合、西側の盛土上には補強のための地固めが必要だったと考えられる。

過去の調査では、第2次調査において今回と類似する礫敷遺構が検出されており、帯状に曲輪縁辺部を巡るとの推測から土塁の基底部を安定させるために施された地業と解釈されている。また、第3次調査では、曲輪を巡る土塁の一部を観察したところ、第2次調査と同様の地固め（報告書では「石芯」と表記している）を用いたものであったと報告されており、基底部に礫敷の地業が施されていたことを示唆している。

他の中世城郭においては、土塁の基底部に礫敷を施す例はあまり見られず、建物を支えるための地業としてこうした礫敷きを施すことが多いが、今回調査では東側の盛土上も含めて礎石や柱跡は確認されていない。調査地点周辺をみると、調査区の南西側約15mの曲輪縁辺部に土塁の痕跡と考えられる高まりが残されており（第3図）、今回検出した礫敷遺構はその延長線上にあたることから、過去の調査例と同様に土塁の基底部に施された礫敷と解釈できそうである。

**ピット状遺構について**　調査区南東隅から、岩盤に掘り込まれたピット状の落ち込み4基が検出された。周辺は搅乱されており、ピット内の埋土も搅乱されていたが、第4次調査においてこの付近で建物跡の検出が報告されているため、平面配置を中心に記録を行った。4基の配列に規則性はなく、今回調査範囲だけでは建物跡との関連を判断することはできなかった。

整理作業段階において、第5回の既往調査地点のトレチ配置を加筆・修正していくなかで、改めて平成2（1990）年度に実施した第4次調査のトレチ配置を確認したところ、トレチ58・59が今回調査地点の南側に極めて近く、一部重複している可能性があることがわかった。既刊の報告書では、これらのトレチ調査時に4間×5間の建物跡を認めたと報告されており、礎石建物ではなく岩盤や埋め土に柱穴を設けた掘立柱建物であったとしている。当時の調査記録を見ると、トレチ58において東西方向に梁行5間の柱穴が記録されており、トレチ59においてそれに直行する柱穴1基を検出した記録が確かめられた。過去の報告書では、この成果を根拠として4間×5間の建物跡と推測したようである。

今回検出された4基のピット周辺は、平面的な位置関係からトレチ59で検出された柱穴に近いと考えられ、調査時にすでに搅乱されていたことからも、第4次調査において掘削されたトレチ

59の一部を調査したものと考えられる。既往の調査では国家座標等に基づく測量を行っていないため正確な位置関係は照合できず、当時建物跡の一部と判断した柱穴が今回検出の4基に含まれているかは不明だが、岩盤を掘り込んでいるという特徴が一致することから、少なくともこれらのビットは山城に伴う遺構である可能性が高いことがわかった。

**曲輪の造成盛土について** 「基本層序」の項で述べたとおり、今回調査地点の曲輪は大きく3段階の盛土によって平坦面を造り出していることがわかった。初期段階の盛土は、凝灰岩質の岩盤やそれが風化して土壌化したシルト質の地山の凹凸面を均す目的で施されており、大きな窪みには礫を多量に混入させて補強をしていた。2段階目には、曲輪の縁辺部から順に盛土をして全体を形作り、最終段階において、曲輪北東部を中心に仕上げとなる盛土を施していた。

曲輪を造成する際の土砂の供給元としては、最終段階の盛土が曲輪の北東部を中心に弧を描くよう堆積をしていることから、その付近から供給されたものと考えられ、現在急斜面となっている北東側の「本丸」部分の山肌を切り崩してその土砂を利用した可能性がある。この急斜面は城の防御機能を高めるための切岸の役目を果たしており、切岸の下部に犬走り状の細長い曲輪が形成される例が多いことから、今回調査地における曲輪も同様の関連で成立したものと考えられる。

**曲輪の成立について** 曲輪造成のための盛土と、その盛土上に構築された礫敷遺構からは、磁器、陶器、土器などの遺物が出土しており、造成の時期や、遺構構築の時期をある程度推測することができる。それこれから出土する遺物に大きな年代差はなく、いずれも15世紀後葉から16世紀前葉頃に製作された遺物を中心としていた。これらの遺物は、製品として使用されたのち廃棄され、最終的に造成盛土中や礫敷に混入したと考えられ、そうした生産から廃棄までの期間を考慮すると、今回調査地点の曲輪と礫敷は16世紀前葉から中葉頃に成立したものと推測される。

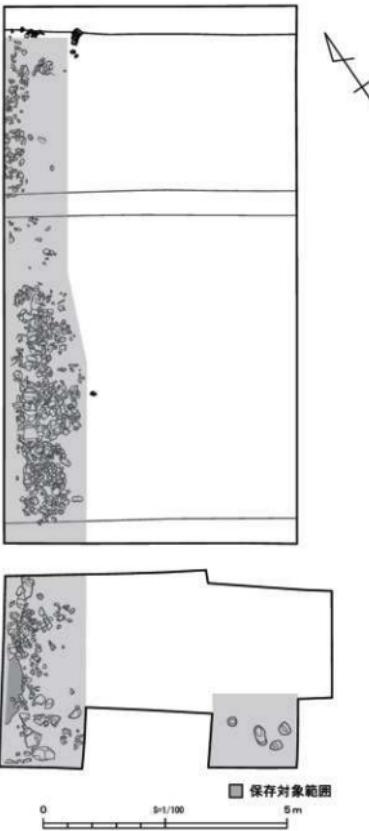
既往の調査では、享禄年間（1528年～1531年）を境に山城全体に大幅な改修が施されたと解釈されており、今回調査の曲輪に関しては、この改修時に新たに成立したと考えることができる。

**遺構の保護について** 「調査に至る経緯」の項で述べたとおり、今回の調査はマルチメディア放送用送信所設置に伴う緊急発掘として実施した。事前の協議で事業者とも合意していたとおり、山城の価値を損ねないよう遺構部分を保護対象範囲とし、調査区西側から検出された礫敷遺構と、南東隅から検出されたビット状の落ち込み4基について地中に保存することができた（第14図）。

保護のための養生は、遺構をブルーシートで覆った後、上から土糞を敷き詰め、隙間に土を充填して行った（写真15）。送信所の基礎工事はそれらの範囲を避けて行われ、施設を囲うフェンスは平坦面を盛土して地盤を嵩上げすることで、フェンスの支柱が遺構面に触れない深度にとどめるよう指導した。また、すべての掘削工事は埋蔵文化財担当職員の立会のもとに実施され、必要な場合は掘削部分の図化記録や写真記録の措置を講じた。

**今後の課題** 中道子山城跡は、加古川市だけでなく、東播磨地域にとって重要な中世山城跡として知られており、過去には国史跡化へ向けた調査や研究が進められたことは第Ⅰ章で述べたとおりである。山城の範囲内は現在でも16世紀代の様子を随所に留めており、大きな改変を受けることなく現在まで地中に残してきたことがよくわかる。しかし、昭和39（1964）年には「二の丸」範囲の一部に電力会社の反射板が設置され、また、城域からは外れるが山麓の斜面には大規模な太陽光発電施設が

設置されるなど、徐々にその景観に手が加えられてきていた。今回の緊急発掘を経て、新たに送信所が設置されることにより、地中の遺構は保存できたとはいえ、山城の景観にさらに大きな変化をもたらす結果となってしまった。今後は、地中に埋蔵されている遺構や遺物の保護のみならず、山城全体の景観を保護する観点からも、これ以上の改変が加えられないよう中道子山城の歴史的価値や重要性をより一層広めていく努力が必要であると痛感している。また、その際の重要な手掛かりとして、過去に行われた4次にわたる発掘調査の詳細な情報が不可欠であるが、今回の報告にあたって過去の資料やデータを振り返ったところ、現在刊行されている発掘調査報告書には記載されていない多くの情報が残されていることがわかった。中道子山城をより深く理解し、その情報を広く発信していくためには、今後、過去に行われた調査内容の再整理を検討していく必要があると考えられる。



第14図 遺構保護の範囲

最後に、調査と整理に助力と援助をくださった多くの方々と、調査へ参加したすべての皆さんに心よりお礼申し上げます。

<引用・参考文献>

- 石田善人 1982 「中道子山城」「兵庫県の中世城館・莊園遺跡」 兵庫県教育委員会
- 岡田章一・松井良祐 2014 「動乱！播磨の中世－赤松円心から黒田官兵衛まで」 兵庫県立考古博物館
- 岡本一士 1993 「中道子山城跡発掘調査報告書」 加古川市教育委員会
- 北垣聰一郎 1981 「中道子山城」「日本城郭体系12 大阪・兵庫」 新人物往来社
- 上月昭信 2013 「中道子山城について」「東播磨地域史論集第19号」 東播磨地域史懇話会
- 志方町誌編纂委員会 1969 「志方町誌」 志方町
- 鳥田 滉 1986 「中道子山城」「日本城郭総覧」 秋田書店
- 多田暢久 2015 「中道子山城」「近畿の名城を歩く」 吉川弘文館
- たつの市立埋蔵文化財センター 2007 「再現 播磨の中世城郭～描かれた中世山城の世界～」
- 中世土器研究会編 1995 「概説 中世の土器・陶磁器」 真陽社
- 中井淳史 2007 「戦国期西播磨の土器様相－御着・坂本・置塩－」「赤松氏と播磨の城館 報告集」  
大手前大学史学研究所
- 宮本佳典 1997 「新発見 加古川の考古学～近年の発掘調査を中心として～」 加古川総合文化センター
- 山上雅弘 2006 「調査成果のまとめ」「播磨置塩城跡発掘調査報告書」 兵庫県飾磨郡夢前町教育委員会

# 図 版





写真 5 最終全景 (北東から)



写真 6 造成盛土面 (第Ⅱ・Ⅲ層面)  
(南西から)



写真 7 瓦敷遺構 (部分) (西から)

図版2



写真8 ピット状の落ち込み  
(南東から)



写真9 盛土に混入された礫(部分)  
(西から)

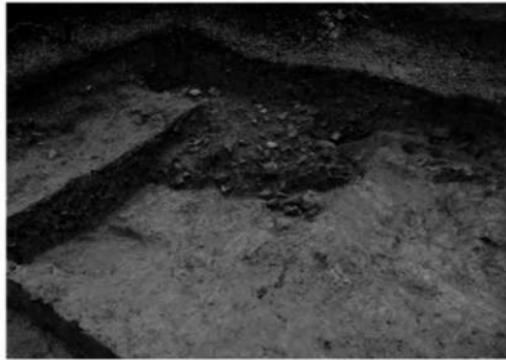


写真10 岩盤の窪みに充填された礫  
(南から)



写真11 基本層序(調査区東壁)(南西から)

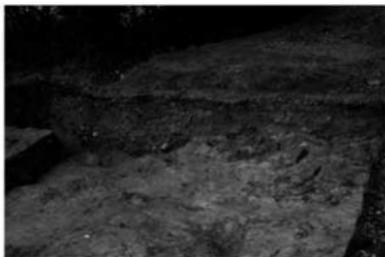


写真12 基本層序(調査区北壁)(南東から)



写真13 基本層序(調査区中央)(北東から)



写真14 基本層序(調査区南壁)(北西から)



写真15 遺構の保護(東から)



写真16 作業風景(表土掘削)



写真17 調査前の状況(南西から)



写真18 伝米倉を囲う土壠(南西から)

図版 4

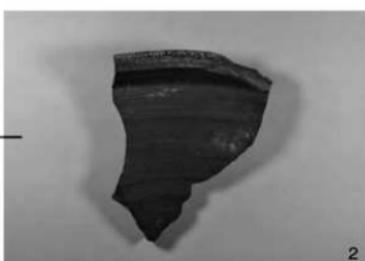
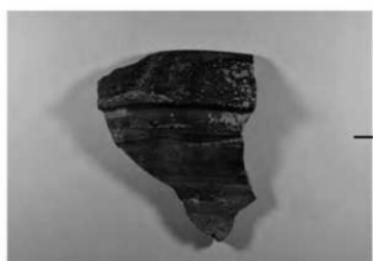
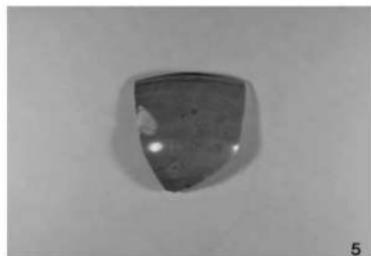
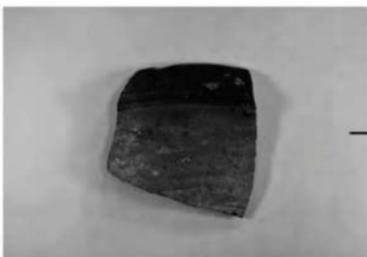


写真19 実測遺物 1～4



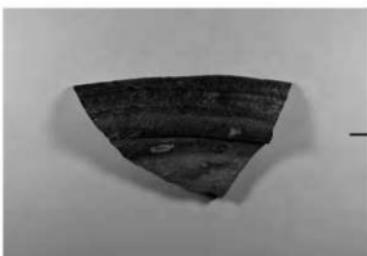
5



6



7



8

写真20 実測遺物 5～8

図版 6

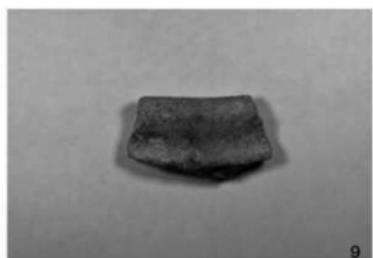


写真21 実測遺物9~14

## 報 告 書 抄 錄

加古川市文化財調査報告 28

## 中道子山城跡発掘調査報告書Ⅱ

平成29(2017)年12月28日

編集・発行 加古川市教育委員会

〒675-0101 兵庫県加古川市平岡町新在家1224-7

Tel 0794-23-4088

印 刷 小野高速印刷株式会社

〒670-0933 兵庫県姫路市平野町62番地